

## 平成 21 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 58 号	受理年月日	平 21. 6. 19
件 名	情報公開と説明責任、安心の街をこわす都市計画犯罪について		
結 果	平成 21. 10. 5 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

### (委員会における審査経過)

本件は、鹿児島本港背後東部地区地区更新計画に関し、権利変換計画が関係権利者への縦覧もなく放置されていること等について、行政情報の開示及び説明を行うよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、同陳情の趣旨は、主に、小川町 2 1 番街区市街地再開発事業権利変換計画が、関係権利者であるはずの小川町商店街協同組合の組合員に縦覧されず、放置されていることについて、行政情報の開示と納得できる説明を求めるというものであるが、同再開発事業は、鹿児島港本港区の背後地にある小川町 2 1 番街区において、魅力ある商業施設を整備するとともに、地区全体の活性化を促すため、定住人口の増加を図る都市型住宅を整備することを目的として実施した事業である。同再開発事業の経過については、昭和 61 年策定の鹿児島本港背後地区総合整備構想を背景に、63 年に小川町 2 1 番街区の方々から、市街地再開発事業の導入に向けた調査の要望が本市になされ、これを受けて本市では、所要の調査及び事業化に向けた検討を実施し、平成 4 年に第一種市街地再開発事業等の都市計画決定を行っている。同年、地元にも再開発組合が発足し、6 年に施設建築物の工事に着手され、8 年に施設建築物シーサイド小川が完成している。その後、11 年に再開発組合の解散が認可され、18 年に決算報告書が承認された後、清算事務を完了したことにより同再開発事業は終了している。

権利変換計画の縦覧手続きについては、都市再開発法では、施行地区内の土地等に関し、権利を有する者等の関係権利者全員の同意を得ている場合は、権利変換計画の縦覧手続きを要しないこととされており、同再開発事業においては、関係権利者全員が同意していることから、権利変換計画の縦覧手続きは行っていないところである。陳情者は、商店街協同組合の組合員は、再開発事業における関係権利者であると主張されているが、同協同組合の総会等において、個々の組合員は所有権や借地権を有さないということで整理されたと伺っており、このことは陳情者の過去の裁判においても、組合員に所有権や借地権は認められないと判断されている。

また、陳情者が放置されていると主張していることについては、本市は同再開発事業において、都市計画決定の手続きなど適正に対応しており、陳情者からの過去の陳情や、450 件を超える公文書開示請求に対しても適宜説明を行い、開示できる文書については全て情報提供を行ってきているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の説明及び対応を了として不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	平 20. 5. 8
件 名	のぐち英一郎議員に対する政務調査費の不正使用についての議員倫理に関する確認と不正使用された政務調査費の返還及びのぐち英一郎議員の公式謝罪について		
結 果	平成 21. 10. 5 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	議会運営委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、のぐち英一郎議員に対し、1項＝平成18年9月16日、17日、18日に福岡市で開催された市民オンブズマン全国大会に出席の際、政務調査費を使用したことの議員倫理の確認をすること。2項＝1項で不正に使用した政務調査費の全額返還をすること。3項＝鹿児島市民の税金を私的活動に流用し市民に損害を与えたことに対し、鹿児島市民、鹿児島市、鹿児島市議会への公式謝罪をすること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する経過や考え方等について議会事務局に伺ったところ、当該議員の出張については、平成18年8月29日付けで議員出張届が議長宛に提出されている。同届の内容は、調査事項は市民オンブズマン全国大会、期間は平成18年9月16日から9月17日まで2日間、調査地は福岡市、旅費は44,000円というものであり、第13回全国市民オンブズマン福岡大会に関する資料が添付されていた。また、平成18年9月22日付けで政務調査費に係る出張報告書が議長宛に提出されたが、その際、台風の影響により交通機関がストップしたため、出張の日程が9月18日まで1日延びたこと及び旅費が63,800円に変更になった旨の報告がなされている。

また、当該政務調査費の支出について精査したが、関係法令等に基づき支出されているものと認識している旨の説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当該政務調査費の支出については、関係法令等に照らして違法性はないとの認識が示されたことから、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。